

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正案	改正前
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115</u>、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	